

事 務 連 絡

令和8年8月12日

都道府県・指定都市・中核市の長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課

国土交通省住宅局安心居住推進課

令和八年熊本地震に伴うサービス付き高齢者向け住宅の
登録更新期限の延長等について（依頼）

今回の令和八年熊本地震が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「特措法」という。）第2条第1項に規定する特定非常災害として指定されたことに伴い、下記のとおり措置されることとなりました。つきましては、都道府県等におかれましては、内容をご確認いただくとともに、登録事業者へご周知のうえ、趣旨に則して対応頂きますようお願いいたします。

記

1. サービス付き高齢者向け住宅の登録に係る有効期間の延長について

特定非常災害への指定に伴い、特措法第3条に基づく行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置（令和8年7月28日以後に満了する許可等の有効期間の延長）が適用されることとなり、併せまして、別添（国土交通省告示第1037号。以下「告示」という。）のとおり、対象となる特定権利利益、対象者及び延長後の満了日が指定されたところです。告示においては、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「高齢者住まい法」という。）第5条第1項に定めるサービス付き高齢者向け住宅の登録につきましても、同条第2項により5年ごとにその更新を受けなければ失効すると定められており、令和八年熊本地震により被害が発生した地域においては、更新手続を行うことが困難な登録事業者がいる可能性があることから、対象となる特定権利利益として指定されているところです。

これにより、災害発生日（令和8年7月28日）以後に、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村^{*}において、登録（更新）から5年の期間が経過することにより効力を失う登録事業者について、必要があると認めるときは満了日（令和9年1月27日）までの間において、その有効期間を延長することが可能となります。

【特措法第3条第2項関係】

2. 履行期限が到来する義務の不履行について

令和八年熊本地震により法令上の履行期限までに履行できなかった義務について、令和8年11月27日までに当該義務が履行された場合は、刑事上、行政上の責任は問われないこととなります。【特措法第4条関係】

(特措法第4条に基づく免責の対象となる高齢者住まい法上の主な義務の例)

- ・ サービス付き高齢者向け住宅の登録事項等の変更の届出（第9条第1項）
- ・ サービス付き高齢者向け住宅の地位の承継の届出（第11条第3項）
- ・ サービス付き高齢者向け住宅の廃業等の届出（第12条第1項）
- ・ サービス付き高齢者向け住宅の破産手続開始の届出（第12条第2項）
- ・ 指定登録機関の名称等の変更の届出（第31条第2項）

以 上

※ 災害救助法の適用有無について

内閣府HP (https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)

より災害救助法の適用の有無についてご確認が可能です。

また、災害救助法が適用されない市町村においても、令和八年熊本地震により法令上の履行期限までに履行されなかったと都道府県等が認める場合には、特措法第3条第3項に基づく延長措置（申出による延長）が活用可能です。

○国土交通省告示第千三十七号

令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和八年政令第二百六十号）により指定された令和八年熊本地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

令和八年八月七日

国土交通大臣 金子 恭之

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
建設業法（昭和二十四年法律第百号） 第三条第一項に規定に基づく建設業の許可	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和九年一月二十七日
建設業法第二十七条の十八第一項の規	特定被災地域内に住所を有する者	令和九年一月二十

定に基づく監理技術者資格者証の交付			建設業法第二十七条の二十三第一項の規定に基づく経営事項審査	海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第十八条第五項（第十九条の六第二項及び第二十一条の五において準用する場合を含む。）の規定に基づく認可の申請	海上運送法第十九条の十二第五項の規定を準用する第二十条第二項の規定に基づく貨客定期航路事業の相続	海上運送法第十九条の十二第五項の規
	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	特定被災地域内に航路の起点を有する者				特定被災地域内に主たる営業所を有する者
七日	令和九年一月二十七日	令和九年一月二十七日	令和九年一月二十七日	令和九年一月二十七日	令和九年一月二十七日	令和九年一月二十

定を準用する第二十二條第二項の規定に基づく一般不定期航路事業の相続	測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五條第一項の規定に基づく測量業者の登録	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九條第三項の規定に基づく違反建築物に対する措置に係る通知書に対する意見書の提出に代わる公開による意見の聴取の請求	建築基準法第九條第八項の規定に基づく緊急の必要がある場合の違反建築物の使用禁止又は使用制限の命令に対する者
特定被災地域内に主たる営業所を有する者	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	特定被災地域内に住所を有する者及び特定被災地域内に主たる営業所を有する者	特定被災地域内に住所を有する者及び特定被災地域内に主たる営業所を有する者
七日	令和九年一月二十七日	令和九年一月二十七日	令和九年一月二十七日

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和	建築士法（昭和二十五年法律第二百二 号）第二十三条第一項の規定に基づく 建築士事務所の登録（特定被災地域内 に在る事務所に係るものに限る。）	性判定機関の指定	建築基準法第七十七条の三十五の二第 一項の規定に基づく指定構造計算適合	建築基準法第七十七条の十八第一項の 規定に基づく指定確認検査機関の指定	る公開による意見の聴取の請求
特定被災地域内に住所を有する者	特定被災地域内に建築士事務所を有す る者		特定被災地域内に主たる事務所を有す る者	特定被災地域内に主たる事務所を有す る者	
令和九年一月二十	令和九年一月二十 七日		令和九年一月二十 七日	令和九年一月二十 七日	

二十六年法律第四百十九号) 第七条の二第一項(第二十三条の十一において準用する場合を含む。)の規定に基づく海技免状及び操縦免許証の有効期間		七日
道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号) 第四条第一項の規定に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の許可	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和九年一月二十七日
道路運送法第七十九条の規定に基づく自家用有償旅客運送者の登録	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和九年一月二十七日
道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号) 第三十四条第一項(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく臨時運行の許	道路運送車両法第三十四条第一項(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)に基づく臨時運行の許可を受けた自動車(特定被災地域を運行の	令和九年一月二十七日

可	道路運送車両法第三十六条の二第一項 (第七十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく回送運 行の許可	道路運送車両法第七十一条の二第一項 の規定に基づく限定自動車検査証の交 付
経路に含むものに限る。)を運行の用 に供する者	特定被災地域内に主たる営業所を有す る者	令和八年熊本地震に伴って道路運送車 両法第六十一条の二第一項の規定に基 づき自動車検査証の有効期間を伸長す る旨の公示(以下「伸長公示」という 。)をした運輸支局長が別に公示する 地域内にその使用の本拠の位置が定め られている自動車の使用者
	令和九年一月二十 七日	伸長公示をした運 輸支局長が当該伸 長公示で定める自 動車検査証の有効 期間の満了日

道路運送車両法第九十四条の五第一項の規定に基づく保安基準適合証及び保安基準適合標章の交付	自動車登録令（昭和二十六年政令第二百五十六号）第十六条第一項の印鑑に関する証明書（特定非常災害発生日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付して行う同令第十四条第一項の規定に基づく申請書の提出	自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）第二十五条第二項第二号の
伸長公示をした運輸支局長が別に公示する地域に事業場を置く道路運送車両法第九十四条の三第一項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章を受領した者	特定被災地域内に住所を有する者及び特定被災地域内にその使用の本拠の位置が定められている自動車の所有者	特定被災地域内に住所を有する者
伸長公示をした運輸支局長が当該伸長公示で定める自動車検査証の有効期間の満了日	令和九年一月二十七日	令和九年一月二十七日

規定により国土交通大臣が適当と認める書類（特定非常災害発生日前三十日以内に作成されたものに限る。）を提出して行う道路運送車両法第二十二條第一項に規定する登録事項等証明書の交付の請求	宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第三條第一項の規定に基づく宅地建物取引業者の免許	宅地建物取引業法第二十二條の二第一項の規定に基づく宅地建物取引士証の交付	水道法（昭和三十三年法律第七十七
	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	特定被災地域内に住所を有する者	特定被災地域内に事業所を有する者
	令和九年一月二十七日	令和九年一月二十七日	令和九年一月二十

号) 第十六条の二第一項の規定に基づく指定給水装置工事事業者の指定		不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十二号)第二十二條第一項の規定に基づく不動産鑑定業者の登録	小型船造船業法(昭和四十一年法律第百十九号)第十六条第三項の規定に基づく小型船造船業の相続	タクシー業務適正化特別措置法(昭和四十五年法律第七十五号)第十九條第一項の規定に基づく登録実施機関の登録
	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	特定被災地域内に事業場を有する者		特定被災地域内にタクシー業務適正化特別措置法第十九條第一項に規定する登録事務等を行う事務所を有する者
七日	令和九年一月二十七日	令和九年一月二十七日	七日	令和九年一月二十七日

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二十一条第一項の規定に基づく 浄化槽工事業の登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和九年一月二十七日
不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第四十一条第一項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和九年一月二十七日
不動産特定共同事業法施行規則（平成七年大蔵省・建設省令第二号）第五条第四項の規定に基づく適格特例投資家の届出を行った場合の適格特例投資家に該当することとなる期間	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和九年一月二十七日

住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成十一年法律第八十一号) 第七条 第一項の規定に基づく登録住宅性能評 価機関の登録	特定被災地域内に住宅の品質確保の促 進等に関する法律第七条第一項に規定 する評価の業務を行う主たる事務所を 有する者	令和九年一月二十 七日
住宅の品質確保の促進等に関する法律 第四十四条第一項の規定に基づく登録 住宅型式性能認定等機関の登録	特定被災地域内に住宅の品質確保の促 進等に関する法律第四十四条第一項に 規定する認定等の業務を行う主たる事 務所を有する者	令和九年一月二十 七日
住宅の品質確保の促進等に関する法律 第六十一条第一項の規定に基づく登録 試験機関の登録	特定被災地域内に住宅の品質確保の促 進等に関する法律第六十一条第一項の 規定に基づく試験の業務を行う主たる 事務所を有する者	令和九年一月二十 七日
建設工事に係る資材の再資源化等に関	特定被災地域内に主たる営業所を有す	令和九年一月二十

工事業の登録 第二十一条第一項の規定に基づく解体 する法律（平成十二年法律第百四号）	る者	七日
マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第四十四条第一項の規定に基づくマンション管理業者の登録	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和九年一月二十七日
マンションの管理の適正化の推進に関する法律第六十条第一項の規定に基づく管理業務主任者証の交付	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和九年一月二十七日
高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条第一項の規定に基づくサービス付き高	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和九年一月二十七日

齡者向け住宅事業の登録	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第三十六条の規定に基づく登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第五十三条第一項の規定に基づく登録建築物エネルギー消費性能評価機関の登録	住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二十二條第一項の規定に基づく住宅宿泊管理業者の登録
	特定被災地域内に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十六條の規定に基づく判定の業務を行う主たる事務所を有する者	特定被災地域内に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第五十三條第一項の規定に基づく評価の業務を行う主たる事務所を有する者	特定被災地域内に主たる営業所又は事務所を有する者
	令和九年一月二十七日	令和九年一月二十七日	令和九年一月二十七日

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和二年法律第六十号）第三条第一項の規定に基づく賃貸住宅管理者の登録	特定被災地域内に主たる営業所又は事務所を有する者	令和九年一月二十七日
建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十七号）第二条第一項の規定に基づく建設コンサルタントの登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和九年一月二十七日
地質調査業者登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十八号）第二条第一項の規定に基づく地質調査業者の登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和九年一月二十七日
補償コンサルタント登録規程（昭和五	特定被災地域内に主たる営業所を有す	令和九年一月二十

十九年建設省告示第千三百四十一号) 第二条第一項の規定に基づく補償コン サルタントの登録	る者	七日
下水道処理施設維持管理業者登録規程 (昭和六十二年建設省告示第千三百四 十八号)第二条第一項の規定に基づく 下水道処理施設維持管理業者の登録	特定被災地域内に主たる営業所を有す る者	令和九年一月二十 七日
不動産投資顧問業登録規程(平成十二 年建設省告示第千八百二十八号)第三 条第一項の規定に基づく不動産投資顧 問業の登録	特定被災地域内に主たる営業所を有す る者	令和九年一月二十 七日
家賃債務保証業者登録規程(平成二十 九年国土交通省告示第第八百九十八号	特定被災地域内に主たる営業所又は事 務所を有する者	令和九年一月二十 七日

第三條第一項の規定に基づく家賃債務保証業者の登録		
備考 特定被災地域とは、令和八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域をいう。		